都市計画道路対馬江大利線大利橋外１橋橋梁工事（２期）
工事監理等業務委託仕様書

1　業務名

　都市計画道路対馬江大利線大利橋外１橋橋梁工事（２期）工事監理等業務委託

2　業務目的

　本業務は、都市計画道路対馬江大利線大利橋外１橋橋梁工事（２期）について、全体工程の最適工程に向けた発注者意思決定支援及び工程影響要因の分析対策案の検討、全体工程の見直し（分析と対応策の検討）など、工事アドバイザリーを実施すると共に、品質管理・検査、工事監理などの基礎業務を一体的に実施し、確実な履行や安全確保はもとより、円滑な工事進捗と確実な品質確保、施工状況確認等や積算技術業務を総合的に支援することで、円滑な事業進捗につなげていくために実施するものである。

3　業務場所

　寝屋川市東大利町外２町地内

4　業務期間

　契約締結の日から令和６年７月 31 日までとする。

5　業務内容

⑴　本業務の対象工事については、以下のとおりとする。

　ア　都市計画道路対馬江大利線大利橋外１橋橋梁工事（２期）

　　なお、上記対象工事は、工事の施工方法及び工事箇所の特性上、夜間工事や他工事との調整が含まれる。

⑵　本業務の内容については、以下のとおりとする。

　ア　工事アドバイザリー業務

　　(ｱ)　全体の最適工程に向けた発注者意思決定支援

　　(ｲ)　工程影響要因の分析と対策案の検討

　　(ｳ)　工期遅延原因（工事が遅延した場合）の分析と対応策の検討、助言、提案、全体工程の見直し

　　(ｴ)　関係各所等からの要望、意見等の分析と対応策の助言、提案、資料作成

　　(ｵ)　適切な広報（交通規制等の沿道お知らせ、広報計画）の為の支援、資料作成

　　(ｶ)　本市監督職員の施工管理能力向上に向けた技術指導、助言

　　(ｷ)　本市監督職員との協議

　　なお、工事アドバイザリー業務は１回／週程度を想定している。

　イ　基礎業務

　　(ｱ)　品質管理、検査（現場状況確認(現場臨場)、安全管理、品質管理、出来形管理、出来高数量確認）

　　(ｲ)　工事管理業務（施工者からの提出資料確認、工事に起因する市民・関係機関からの要望、・意見・苦情等の報告）

(ｳ)　関係機関協議資料作成（警察、地元及び埋設企業体等と整備・協議等を行うための資料）

(ｴ)　事業説明（協議）資料作成（庁内関係各所等への説明資料）

(ｵ)　設計図書等の内容把握

(ｶ)　事業遂行上必要となる資料作成（各検討資料、工事設計図、交通処理図等の修正）

(ｷ)　施工計画書の把握

(ｸ)　各年度の出来高数量および設計変更数量の算出及び積算業務

(ｹ)　事業に関連する工事の工事発注資料作成および支援業務

(ｺ)　検査担当課検査および会計検査等の工事に関する検査の受検立会

6　適用

本業務の履行にあたっては、共通仕様書及び特記仕様書によるほか、「測量・調査及び設計業務等委託必携」（令和４年４月改正、大阪府都市整備部監修）の工事監督支援業務共通仕様書（案）（以下「共通仕様書」という。）、その他関係法令、基準、条例等による。

7　現地踏査

対象区域を踏査し、現況、地勢、環境等を調査し、現地を十分に把握すること。

8　業務計画書

管理技術者は、業務委託共通仕様書に定める業務計画書を作成するため、工事監理業務及び積算技術業務内容を十分精査し作成すること。

9　成果品の提出

⑴　本業務の成果品は次のとおりとする。

ア　着手届

イ　管理技術者等届（経歴書）

ウ　業務計画書

エ　業務工程表

オ　業務計画工程表

カ　業務月報

キ　業務打合簿

ク　承諾書（必要に応じて）

ケ　業務完了届・納品書・引渡書・請求書

⑵　本業務の成果品は、図書及び電子納品とする。ただし、種々の理由により、電子納品に対応しがたい場合は別途協議する。

⑶　提出部数については報告書２部及び作成した資料一式とする。

⑷　電子納品については、「大阪府都市整備部電子納品要領（案）［業務委託編］（平成 31 年４月大阪府都市整備部）」に準じるものとする。

⑸　上記に定めのない事項については、必要に応じて双方協議の上これを定める。

⑹　受注者は、成果品に加え、業務完了時において継続処理すべき事項がある場合は、次の項目を書面（引継事項記載書）で提出するものとする。

ア　業務実施にあたり留意すべき点（施工条件、沿道状況、地元との協議内容等）

イ　業務完了時における施工状況、関係機関との協議・調整等の状況

10　管理技術者等の資格

「管理技術者」、「照査技術者」及び「担当技術者」の認定要件は、次の資格要件及び実務経験等のいずれか一つ以上を有した者とする。また、管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、受注者と直接雇用関係にある者とする。

⑴　管理技術者

技術士（技術部門を「建設」又は「総合技術監理」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者、又は、建設業法に定める１級土木施工管理技士の資格を有する者。道路又は橋梁の工事監督支援業務の実績を有する者。

⑵　照査技術者

技術士（技術部門を「建設」又は「総合技術監理」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者、又は、建設業法に定める１級土木施工管理技士の資格を有する者。

⑶　担当技術者

建設業法に定める１級土木施工管理技士又は２級土木施工管理技士の資格を有する者、又は、道路又は橋梁の技術的経験を 10 年以上有する者。

※ただし、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

11　適切な人員配置

⑴　監督職員は、必要に応じ次に示す事項について、受注者に報告を求めることができる。

ア　技術者の経歴・職歴

イ　資本・人事面において、関係があると認められると考えられる企業（建設業許可業者等）の名称及び受注者とその企業との関係に関する事項

⑵　受注者は、「５　業務内容」に記載の業務を適切に履行できる人員を配置しなければならない。

12　施工管理

⑴　工事の施工管理（出来形管理及び品質管理）に関する確認は、工事毎の施工計画書に記載されている施工管理基準項目に基づき行うこと。

⑵　現場の安全管理については、「工事現場おける保安施設等の設置基準」、「建設工事講習災害防止対策要綱」、「土木工事安全施工技術指針」、道路交通法第 80 条協議の回答に基づく施工条件並びに工事請負共通仕様書等に基づき、工事現場の安

全確保の確認を行い、不備等があれば工事受注者及び協定相手方が別途契約を行っている工事業者に指摘を行うこと。

13　打合せ等

⑴　本業務の実施にあたって適正かつ円滑に施行するため、寝屋川市と受注者は常に密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認するものとする。

⑵　受注者は寝屋川市との打合せを行った場合又は電話・電子メール等で連絡を取った場合は、その都度打合せ記録簿を作成し、寝屋川市に提出するものとする。

14　安全の確保

⑴　受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、当該業務関係者だけでなく、市民・通行者・通行車両等第三者の安全確保に努めなければならない。

⑵　受注者は、所轄警察署、道路管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を行い、業務実施中の安全を確保しなければならない。

⑶　受注者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告すると共に、監督職員が指示する所定の様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

⑷　受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。また受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。

15　関係法令の遵守

受注者は、業務の実施に際し、関連する関係諸法規及び条例を遵守しなければならない。

16　守秘義務

受注者は、業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

17　個人情報等の保護

受注者は、業務の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、適切に取り扱わなければならない。なお、公文書の取り扱いについても同様とする。

18　業務に必要な資料等の取り扱い

⑴　一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等業務の実施に必要な資料については、受注者の負担において適切に整備すること。また、工事請負共通仕様書、その他の図書は受注者が用意すること。

⑵　監督職員は、必要に応じて業務実施に必要な資料を受注者に貸与する。

⑶　受注者は、貸与された資料の必要性が無くなった場合は、ただちに監督職員に返却すること。

⑷　受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料作成以外の目的で使用・複写等してはならない。

⑸　受注者は、貸与された資料を監督職員の書面による許可なく、第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。

19　一般留意事項

⑴　管理技術者は、「５　業務内容」から「18 業務に必要な資料等の取り扱い」で示された業務の適正な履行を確保するため、「５　業務内容」に規定する業務に係る諸事項が適切に行われるよう、担当技術者の指揮監督をしなければならない。

⑵　管理技術者は、対象工事毎に、契約内容、工事特性、施工概要、工事関係資料を把握・確認しなければならない。

⑶　受注者は、「５　業務内容」から「18 業務に必要な資料等の取り扱い」の業務のうち、監督職員から指示された業務を適正に実施するものとする。

⑷　担当技術者は、管理技術者から指示された「５　業務内容」に規定する業務に係る諸事項を適正に実施するものとする。

20　災害時における業務

受注者は、日常的に自然災害情報を収集するなどして、当該工事箇所の点検を行う体制を整え、風水害・地震災害等が発生し、又は発生が予想される時は、当該工事箇所の現場確認及び当該工事請負業者への安全対策等の指示を行い、監督職員に報告するものとする。

21　その他

⑴　ICT 技術の活用に要した経費は受注者の負担とする。

⑵　受注者は、本仕様書の明示無き事項等の疑義が生じた場合は、その都度、監督職員と協議を行うこと。

⑶　本業務は、住宅局密集市街地総合防災事業補助の対象事業である。